

中野市公認バーチャルYoutuber信州なかのの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の魅力を発信する中野市公認バーチャル Youtuber 信州なかの（以下「信州なかの」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(権利)

第2条 信州なかのの使用に関する一切の権限は、市に帰属する。

(使用の申請)

第3条 信州なかのを使用しようとする者（第4条において「申請者」という。）は、あらかじめ中野市公認バーチャル Youtuber 信州なかの使用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別に定める図柄を変更及び改変することなく使用するときは、この限りでない。

- (1) 市の機関が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）で認められている私的利用の範囲内で利用するとき。
- (4) 信州なかのの模写図を個人的に作成するなど、信州なかのの応援や市のPRを目的とするとき。
- (5) その他市長が適当と認めたとき。

2 信州なかのを営業又は販売物に使用しようとするものは、申請書を提出する前に市長と協議しなければならない。

(資格要件)

第4条 申請者は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 中野市暴力団排除条例（平成24年中野市条例第8号）第2条に規定する暴力団及び暴力団関係者でないこと。
- (2) 日本国内に住所又は所在地を有するものであること。ただし、日本国外に住所又は所在地を有するが、市長が適当と認めるときは、この限りでない。

(使用の承認)

第5条 市長は、第3条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認するものとする。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあると認められるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、若しくは反するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他承認することを市長が不適切と認めたとき。

(使用することができる期間)

第6条 信州なかのを使用することができる期間は、前条の規定により使用の承認を受けた日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までの範囲で市長が定める期間とする。

(使用料)

第7条 信州なかのの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 第5条の規定により使用の承認を受けた者（第9条において「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、市長の指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。
- (3) イメージを損なう展開又は応用使用はしないこと。
- (4) 原則として、信州なかのに近接して「中野市公認 Vtuber 信州なかの」と表記すること。
- (5) 当該使用に係る物件の完成見本を市長に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、その電子データの提出をもって代えることができる。
- (6) 信州なかのを使用する権利を第三者に譲渡してはならない。

(承認内容の変更)

第9条 使用者が、承認された内容を変更して使用しようとするときは、あらかじめ中野市公認バーチャル Youtuber 信州なかの使用変更承認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(使用承認の取消し)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、信州なかのの使用

の承認を取り消すことができる。

- (1) 第5条の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (2) 第8条に規定する使用上の遵守事項に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、信州なかのの使用が適当でないと市長が認めるとき。

(責任の制限)

第11条 前条の規定により、信州なかのの使用の承認を取り消したとき、使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

2 使用者が信州なかのの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合において、市長は、損害賠償、損失補償及びその他法律上の責任を一切負わない。

3 市長は、使用の承認を行ったことに起因し、使用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。